

随意契約の公表
(令和8年5月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結 年月日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の 所在地	契約金額(¥) 消費税等含む	該当号 (※)	随意契約の理由
1	デジタル活用 推進課	統合型GIS等データ セットアップ業務委託	令和8年 5月29日	国際航業株式会 社 高松支店	高松市今里町二 丁目19番地7	¥8,824,200	第2号	本業務は、丸亀市統合型GIS等(以下、「本システム」という。)に搭載されたデータの更新および新たなデータの追加を行うものである。本業務に関しては、本システムを開発した国際航業株式会社高松支店以外に履行できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の相手方に選定した。
2	庶務課	自動車損害共済(車両 共済のみ)	令和8年 5月1日	公益社団法人 全国市有物件災 害共済会	東京都千代田区 平河町2-4-1	¥2,503,234	第2号	公益社団法人全国市有物件災害共済会は、地方自治法第263条の2の規定に基づき創設され、相互救済事業として、低負担で高補償を見込めるため、公益社団法人 全国市有物件災害共済会と随意契約を締結したい。
3	市民課	マイナ・アシスト賃貸借 契約(長期継続契約)	令和8年 5月14日	四国行政システ ム株式会社	高松市上之町一 丁目9番9号	¥1,722,600	第2号	昨今のマイナンバーカード更新対象者の増加を踏まえ、市民のマイナンバーカード申請時の負担軽減や利便性を図りこれまでと同様な申請サポート体制を継続するため、今後も同機種であるマイナ・アシストを導入する。また、国の運用変更等があった場合の設定変更やメンテナンスにも迅速に対応する必要があるため、現在保守を含む賃貸借契約を締結する四国行政システムとの一社随契を行うもの。

随意契約の公表
(令和8年5月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結 年月日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の 所在地	契約金額(¥) 消費税等含む	該当号 (※)	随意契約の理由
4	まなび文化課	丸亀市Webライター塾 開催業務委託	令和8年 5月8日	合同会社 yOS	丸亀市土器町西 二丁目231番地3	¥1,320,000	第2号	本業務は、文化芸術や生涯学習をテーマとした新たなコミュニティを創出するため、文化芸術・学びに興味がある方や社会参画に積極的な方など主体的な市民活動の受け皿を設けるとともに、市民目線の情報発信の仕組みづくりと人材育成を目的としている。 業務の実施にあたっては、Webによる情報発信やブログ編集の指導に関する専門的な知識や豊富な実績が求められる。また、本市の文化芸術や生涯学習活動、観光、産業、まちづくりなど様々な情報収集に必要なネットワークも必要である。 合同会社 yOS(代表社員 矢野 洋介)は、月に125万回読まれるブログサイトを運営し、ヤフーニュースのエキスパートとして執筆している。また、オンラインスクールでは700名以上にブログ編集の指導を行っているほか、本市においても、令和3年度と令和4年度に丸亀市文化協会・丸亀市共催講座の講師を務めた実績もある。令和5年度からは本業務を受託し、その業務成果は良好であることから、適切な業務遂行が見込まれるため随意契約を締結した。
5	まなび文化課	令和8年度 HOTサン ダルプロジェクト事業実 施業務委託	令和8年 5月25日	HOTサンダルプ ロジェクト実行委 員会	丸亀市大手町二 丁目4番21号	¥6,600,000	第2号	HOTサンダルプロジェクト実行委員会(会長 正木かつみ)は、丸亀市の貴重な文化観光資源である塩飽諸島(本島・牛島・広島・小手島・手島)において、美術大学に在籍する学生の創作活動を支援・育成することを目的とし設立された団体である。離島4島(本島・広島・小手島・手島)に滞在し、創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス型事業である本事業の目的を遂行するためには、同団体に委託し履行させるのが最も適切であるため随意契約を締結した。

随意契約の公表
(令和8年5月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結 年月日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の 所在地	契約金額(¥) 消費税等含む	該当号 (※)	随意契約の理由
6	まなび文化課	令和8年度 丸亀市生涯学習講座運営業務委託	令和8年 5月27日	公益財団法人 丸亀市福祉事業 団	丸亀市大手町二 丁目1番7号	¥1,624,480	第2号	本事業は、受講者対応や安全管理を含む日常的な運営に加え、地域企業や各種団体からの講座提案を随時受け付け、生涯学習事業としての公共性・有益性を踏まえた内容審査および関係者間の調整を一体的に行うなど、専門的かつ継続的な運営能力と地域との調整力が求められる事業である。 公益財団法人丸亀市福祉事業団は、本事業の前身である「丸亀市民学級」を長年運営してきた実績を有するとともに、市内の生涯学習施設の管理運営を行っており、丸亀市の生涯学習施策の趣旨や地域特性を十分に理解したうえで、受講者や地域企業・団体との関係性を踏まえた運営が可能である。 以上のことから、同法人が本事業を実施することが最も適切であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結した。
7	図書館	丸亀市立図書館図書等運搬等業務委託	令和8年 5月15日	日本通運株式会 社 四国支店	高松市朝日町6 丁目8番3号	¥2,340,800	第2号	施設の長寿命化工事に伴い、当館が所蔵する貴重な資料を外部保管場所へ運搬するもので、日本通運株式会社は当該資料の形状に最適化した「ロールコンビ」を保有しており、長期間にわたり安価での貸与が可能であるとのことから、安全かつ効率的な運搬及び保管ができるため、日本通運株式会社四国支店と随意契約した。
8	スポーツ推進課	プロ野球ファーム・リーグ開催業務委託	令和8年 5月8日	2026丸亀市プロ 野球開催実行委 員会	丸亀市金倉町 924番地1	¥12,000,000	第2号	プロ野球ファーム・リーグ公式戦(旧名称ウエスタン・リーグ)の開催は、本市として今回で10回目の取り組みであるが、最少の経費で事業を実施することが求められる。 2026丸亀市プロ野球開催実行委員会は、体育団体やその他関係団体と共同して設立した組織であり、関係者を通じたスムーズな事業運営やチケット販売の促進、イベント当日の協力者により運営スタッフ経費等を削減できるなど、事業を成功させるうえでメリットが多いことから、同実行委員会と随意契約を締結した。

随意契約の公表
(令和8年5月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結 年月日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の 所在地	契約金額(¥) 消費税等含む	該当号 (※)	随意契約の理由
9	福祉課	丸亀市社会福祉大会 実施に係る業務委託	令和8年 5月1日	社会福祉法人丸 亀市社会福祉協 議会	丸亀市大手町二 丁目1番7号	¥1,408,000	第2号	丸亀市社会福祉大会は、社会福祉の各分野において 顕著な功績があった者等を顕彰し、また、社会福祉活 動に対する市民の関心を高めることを目的として実施し ている。社会福祉協議会は市内全域を対象として社会 福祉を目的とする様々な事業を実施していることから、 大会の企画調整等にも精通している。市と共催により毎 年運営してきた実績があるため、今年度も当該法人と 随意契約を締結した。
10	ボートレース事 業局 経営課	丸亀競走場冷温水発 生機冷却塔充填剤交 換整備業務	令和8年 5月1日	三建設備工業 株式会社 四国営業所	高松市兵庫町8 番地	¥15,950,000	第2号	本業務については、設置業者であり保守点検も行っ ている同社と随意契約を締結した。
11	ボートレース 事業局 経営課	GⅡレディースオー ルスター開催に伴う各種 警備業務委託	令和8年 5月1日	ALSOK香川株式 会社	高松市サンポート 2-1	1人1日(12時間) ¥36,000 1人1日(8時間) ¥24,000 1人1日(4時間) ¥12,000	第2号	本業務は、GⅡレディースオールスター期間中におい ては、通常開催日と比べ多くの来場者が出入りすること から、安全かつ円滑な出入管理を実施するため、配置 員を増員し警備を強化するものである。 契約の相手方は、常駐警備業務の委託先であり、緊 急時における組織体制ができており、かつ同業務を誠 実に履行していることから、同社より見積書を徴し、随 意契約を締結した。
12	学校給食セン ター	飯山学校給食センター 蒸気ボイラー(2号)缶 体交換修繕	令和8年 5月27日	三浦工業株式会 社高松支店	高松市林町2544 番地4	¥3,850,000	第2号	本件契約に当たり、三浦工業株式会社は現用装置の 製造者であり、同社高松支店が現用装置の保守管理 の実 績と保守履歴を所有し、給食の安定供給に必要な調理 設備の安定稼働の観点から、同社が唯一の受注候 補である。よって、同社から見積を徴し精査のうえ随意 契約を締結した。
13	学校給食セン ター	中央学校給食センター 炊飯システム保守点検 業務	令和8年 5月28日	株式会社 中西 製作所	高松市林町2501 番地1	¥905,300	第2号	本件契約に当たり、株式会社中西製作所は現用装置 の製造者であり、同社高松営業所が現用装置の保守 管理の実 績と保守履歴を所有し、給食の安定供給に必要な調理 設備の安定稼働の観点から、同社が唯一の受注候 補である。よって、同社から見積を徴し精査のうえ随意 契約を締結した。

随意契約の公表
(令和8年5月分)

番号	事業実施課	契約名称	契約締結 年月日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の 所在地	契約金額(¥) 消費税等含む	該当号 (※)	随意契約の理由
14	学校給食センター	中央学校給食センター 炊飯システムセンサー 類交換修繕	令和8年 5月28日	株式会社 中西 製作所	高松市林町2501 番地1	¥2,773,738	第2号	本件契約に当たり、株式会社中西製作所は現用装置の製造者であり、同社高松営業所が現用装置の保守管理の実績と保守履歴を所有し、給食の安定供給に必要な調理設備の安定稼働の観点から、同社が唯一の受注候補である。よって、同社から見積を徴し精査のうえ随意契約を締結した。
15	学校給食センター	中央学校給食センター 蒸気ボイラー送風機・ ガス流量計(2台) 取替修繕	令和8年 5月28日	株式会社フソウ 四国本店	高松市郷東町 792-8	¥3,136,100	第2号	本件契約に当たり、株式会社フソウは当センターの施設全般を設置、保守管理している業者であり、現用装置についても同社が保守管理の実績と保守履歴を有している。そのため同社が唯一の受注候補であり、同社から見積を徴し精査のうえ随意契約を締結した。

※地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号を示す。
ボートレース事業局、下水道課(合併処理浄化槽検査業務委託を除く)の契約については、
地方公営企業法施行令第21条の13第1項中の該当号を示す